

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	自己情報の訂正又は削除の請求に対する決定		
根拠例規及び条項	多治見市個人情報保護条例(平成8年条例第25号)第19条第1項		
所 管 部 課 名	総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市個人情報保護条例第8条、第17条	
	基 準	<p>○訂正の請求のときは、次のとおり。 自己情報の訂正の請求者の当該請求に係る情報が誤り又は不完全であるとき。</p> <p>○削除の請求のときは、次のとおり。 実施機関が収集目的の範囲を超えて、又は条例第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して自己情報の削除の請求者の当該請求に係る情報の収集をしているとき。</p>	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	条例第19条第1項の規定により60日(閉庁日を含む。)以内	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 60日	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
備 考			